

28 高 教 福 第 1056 号

平 成 28 年 12 月 20 日

各県立学校長	様
各市町村（学校組合）教育長	様
各教育委員会事務局所属長	様

高知県教育委員会事務局
教職員・福利課長

個人型確定拠出年金に関する事業主の証明について（通知）

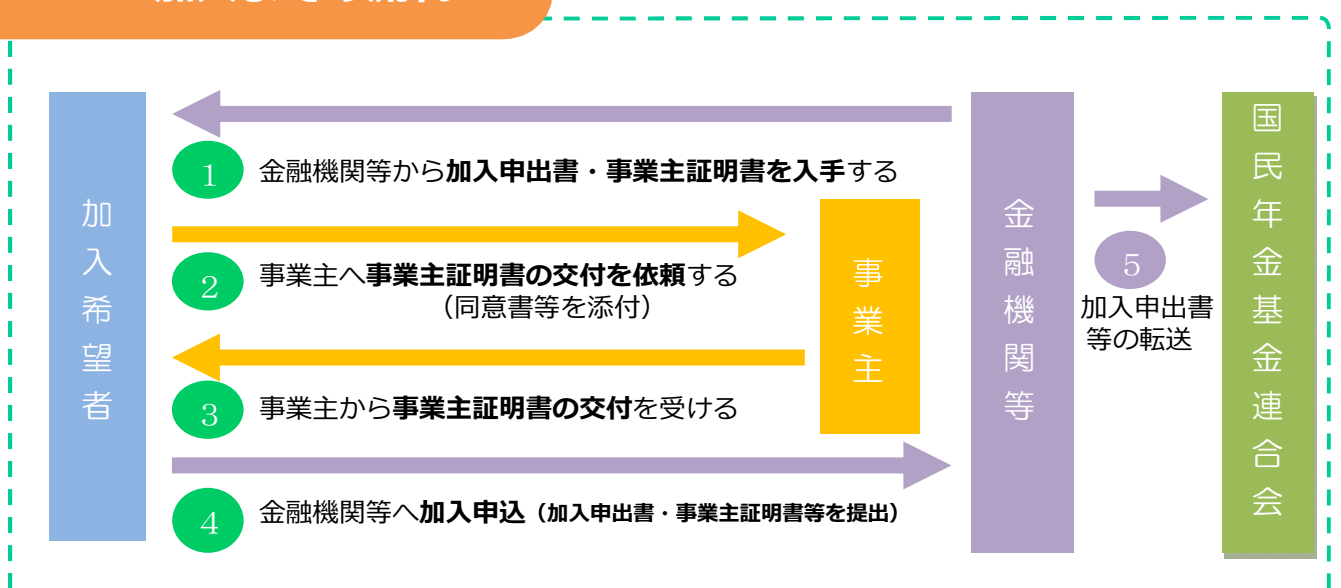
このことについて、本年6月3日に公布された確定拠出年金法の一部を改正する法律により、平成29年1月から、共済組合員である公務員についても、個人型確定拠出年金（以下「iDeCo」という。）に加入できるようになります。

iDeCo 加入に当たっては、事業主証明書が必要になるため、その事務処理の流れ及び留意事項について別紙1のとおり通知しますので、職員の皆様にご周知願います。

また、iDeCo に関する Q&A を別紙2のとおりまとめましたので、併せてご参照ください。

- 「高知県教育委員会」を事業所とする公立学校共済組合高知支部の組合員（本人）が iDeCo への加入を希望する場合には、以下の流れと留意事項をご理解の上、手続きをお願いします。

iDeCo 加入までの流れ



1. iDeCo の加入にあたっては、まずご希望の取扱い金融機関等（受付金融機関）から、**加入申出書・事業主証明書等**を入手します。①

2. 加入申出書・事業主証明書等に必要事項^{※1}を記載します。

※1 加入申出書・事業主証明書の記載にあたっては、掛金の納付方法を選択しますが、「個人払込」の場合は、**加入者自らの口座からの引き落とし**となります。掛金の所得控除を受けるには**年末調整の手続きが必要**です。なお口座残高が不足する場合、掛金が引き落としされず、その月の掛金が納付できません。
「事業主払込」については、給与システム等の大規模改修を必要とするため、当面の間は対応できません。

3. 事業主証明書と必要書類（基礎年金番号等の取得及び利用の取扱いに関する同意書^{※2}等）を事業主（**教職員・福利課でとりまとめて証明**）に提出し、必要事項を記載した上で、**加入申出書と事業主証明書等**を**受付金融機関に提出**します。② ③ ④

※2 基礎年金番号等の情報について、iDeCo に関する事務の範囲内において、事業主が取得し利用することへの同意書を提出する必要があります。

4. 書類に不備がなければ、これで手続きは完了です。

加入申出書作成時の留意事項

（1）加入申出書に**基礎年金番号**を記入する必要があります！

→ iDeCo に加入する際には、基礎年金番号が必要になります。

（2）**基礎年金番号**を事業主が確認できる書類の提出が必要です！

→ iDeCo に係る事務に基礎年金番号を利用していることから、加入に当たっては、事業主に対して基礎年金番号を確認するための書類^{※3}の提出をお願いしています。

→ 人事異動や退職により、異なる事業所へ異動や入社した際には、加入者は**改めて異動や入社後の iDeCo 事務担当者に対して基礎年金番号を確認できる書類^{※3}の提出が必要**になります。

※3 年金手帳やねんきん定期便の写しなど、基礎年金番号を確認できる書類（写し）を添付していただきますようお願いいたします。

個人型確定拠出年金（iDeCo）に関する Q&A
【平成 28 年 12 月 20 日版 高知県教育委員会事務局 教職員・福利課】

目次

1. iDeCoについて.....4

1－1：【iDeCoとは】4

○iDeCoとは何ですか。4

○どうして公務員も新たに加入対象になったのですか。4

○どういったしくみになっているのかを教えてください。5

1－2：【メリット・デメリット】7

○iDeCoを行うメリットを教えてください。7

○税制上の取扱いについて教えてください。7

○iDeCoを行う際の注意点やデメリットを教えてください。8

○他の金融商品（財形貯蓄等）との簡単な比較があれば教えてください。8

1－3：【加入】 10

○どうやって加入手続をすればよいのでしょうか。 10

○何歳まで加入できますか。 10

1－4：【金融機関】 11

○どういった金融機関が運営管理機関になっていますか。 11

○複数の金融機関（運営管理機関）を選ぶことはできますか。 11

○途中で金融機関（運営管理機関）を変更することはできますか。 11

○金融機関（運営管理機関）を選ぶ際のポイントがあれば教えてください。 12

○金融機関（商品提供機関）が倒産した場合はどうなりますか。 12

1－5：【掛金の運用】 13

○掛金の運用（運用商品の選択、指図）について教えてください。 13

○運用実績や個人別管理資産の残高はどのように確認できるでしょうか。 ……	13
1－6：【掛金の前納、追納、変更、停止等】 ……	13
○i D e C o加入後に途中で脱退することはできますか。 ……	13
○掛金の前納、追納、変更、停止等はどうなっていますか。 ……	14
○退職者がi D e C oに加入し続けることはできますか。 ……	14
○掛金額を0円にすることはできますか。 ……	15
1－7：【手数料】 ……	15
○こういった手数料を個人負担するのでしょうか。 ……	15
1－8：【給付】 ……	16
○「老齢給付金」「障害給付金」「死亡一時金」について教えてください。 ……	16
2. 事業主証明について ……	17
2－1：【事業主の責務】 ……	17
○事業主の責務を教えてください。 ……	17
○職員へ「運用商品」を提供する責務はないのでしょうか。 ……	17
○職員への「投資教育」を行う責務はないのでしょうか。 ……	17
2－2：【証明事務】 ……	18
○金融機関からi D e C o加入の申込書類をもらいましたがどうすればよいでしょうか。 ……	18
○「教職員・福利課」で事業主証明する職員の範囲を教えてください。 ……	18
○所属長や出先機関の長が事業主証明することはできませんか。 ……	19
○臨時・非常勤職員はどこで事業主証明してもらえばよいでしょうか。 ……	19
○専業主婦(夫)である配偶者がi D e C o加入するのに事業主証明は必要でしょうか。 ……	20
○金融機関に事業主証明書の送付処理を行ってもらうことはできますか。 ……	20
○自分の基礎年金番号をどうやって確認できますか。 ……	21
○基礎年金番号はどのように知ることができるでしょうか。 ……	22
2－3：【同意書】 ……	22

○同意書が必要なのはなぜでしょうか。	22
○異動があった場合は再度同意書を提出する必要がありますか。	22
2－4：【異動者・派遣者等】	23
○教育委員会事務局への出向者の取扱いはどうなりますか。	23
○人事交流で他県の学校に勤務する職員の取扱いはどうなりますか。	23
○附属小学校で勤務する職員の取扱いはどうなりますか。	23
○労働組合の業務に専従している職員の取扱いはどうなりますか。	24
3. その他	25
3－1：【払込方法】	25
○事業主払込（給与天引き）はできませんか。	25
○個人払込の場合に注意しておくことはありますか。	25
3－2：【年末調整】	26
○年末調整はどういった取扱いになりますか。	26
3－3：【スケジュール】	26
○平成 29 年 1 月から加入するためにはいつまでに申し込めばいいでしょうか。	26
4. 本 Q & A 作成に当たっての主な参考資料及び URL の一覧	26

1. iDeCoについて

1-1:【iDeCoとは】

No.1	○iDeCoとは何ですか。 最近、インターネット記事や金融機関の広告で、公務員も確定拠出年金に加入できるようになったとの話を見聞きました。確定拠出年金とはどのようなものなのでしょうか。
------	--

<回答>

確定拠出年金（以下「DC」という。）は、公的年金に上乗せして給付を受ける私的年金の一つです。

掛金を定めて事業主や加入者が拠出し、加入者自らが運用し、掛金とその運用損益との合計額をもとに給付額が決定されます。

事業主が掛金を拠出し実施する「企業型DC」と、個人が掛金を拠出し加入する「個人型DC（愛称：iDeCo）」があります。

iDeCoの加入者はこれまで自営業者の方などに限られていましたが、平成29年1月からは、企業年金を実施している企業にお勤めの方や公務員、専業主婦（夫）の方を含め、基本的にすべての方がiDeCoに加入できるようになります。

なお、DCについては「日本版401k」と通称されることもあります。

No.2	○どうして公務員も新たに加入対象になったのですか。 公務員の場合、毎月の給与から「長期退職掛金」が控除されており、基礎年金・厚生年金に加えて、「年金払い退職給付」（旧共済年金での「職域部分」）という民間の企業年金に相当するものが給付されています。 自営業者や専業主婦（夫）の方と比べると、公務員は公的年金の掛金を多く負担している分、公的年金の給付額も多いと思われます。 にもかかわらず、公務員もiDeCoに加入できるようになったのは、どういった背景があるのでしょうか。
------	--

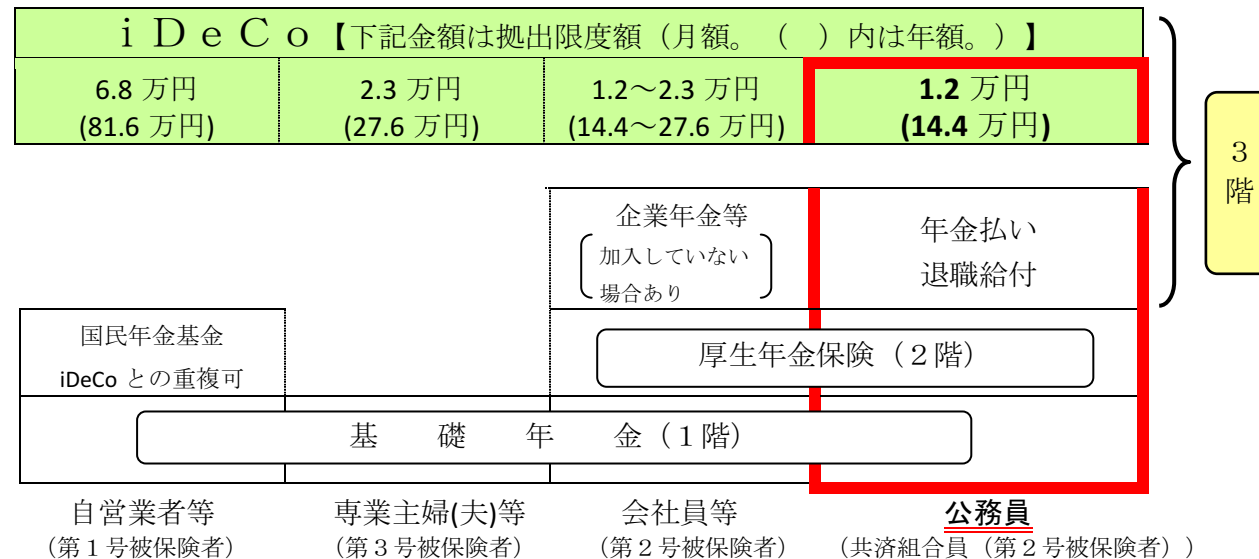
<回答>

DCは、平成13年に成立した「確定拠出年金法」に基づき創設されました。民間の会社員を対象とする「企業型DC」と、自営業者及び企業年金のない会社員を対象とする「iDeCo」がありますが、公務員等の共済組合員については加入対象外とされてきました。

しかし、平成28年5月に成立した「確定拠出年金法の一部を改正する法律」により、平成29年1月から公務員等の共済組合員もiDeCoに加入できるようになります。

この背景としては、ライフコース・働き方の多様化が進んでいる中で就業状況の変化に関わらず、老後に備えた自助努力を切れ目なく続けることができるようにするために、基本的にすべての方がiDeCoに加入できるように法改正されたとのことです。

なお、下図のとおり公的年金の被保険者種別によって掛金の拠出限度額が異なります（公務員の i D e C o 掛金の拠出限度額は月額 1 万 2 千円です）。



No.3	○どういったしくみになっているのかを教えてください。 i D e C o について金融機関が広告等で宣伝していますが、保険会社が販売する個人年金保険のように、各金融機関が i D e C o を実施しているのでしょうか。 国民年金基金連合会が実施しているとも聞きましたが、どういったしくみになっているのか分からないので教えてください。
------	--

<回答>

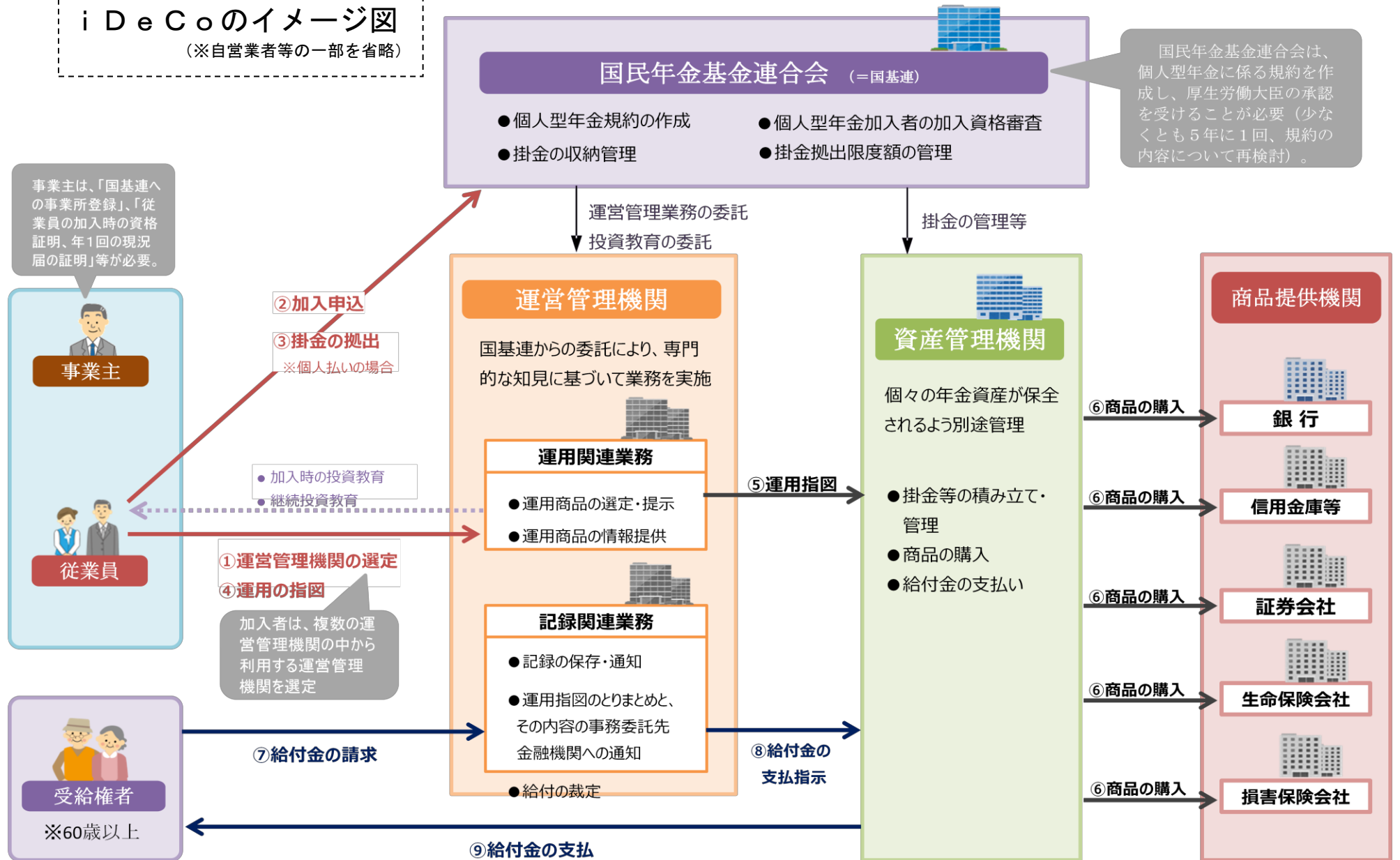
i D e C o は、確定拠出年金法に基づき、国民年金基金連合会（以下「国基連」という。）が実施主体となっています。

ただし、国基連から委託を受けた金融機関（銀行、信用金庫、労働金庫、証券会社、保険会社等）が、運用商品（定期預金、保険商品、株式投資信託、信託等）の提示・情報提供、記録の保存・通知、個々の資産管理などの業務を行っています。

次頁にイメージ図を載せていますので、ご確認ください。

iDeCoのイメージ図

(※自営業者等の一部を省略)



1-2:【メリット・デメリット】

No.4	○iDeCoを行うメリットを教えてください。 iDeCoは老後の備えのために個人で行う資産形成手段の一つというのは分かりましたが、iDeCoで資産形成するメリットを教えてください。
------	--

<回答>

iDeCoには、「拠出」「運用」「給付」の各段階で税制上の優遇措置があります。

No.5	○税制上の取扱いについて教えてください。 iDeCoのメリットは税制上の優遇措置にあるということですが、その中身を教えてください。
------	---

<回答>

次のような税制上の優遇措置があるとされています。もっとも実際のところ、ご自身の期待どおりに税制上の優遇措置（特に①と③）を受けることができるかどうかは、金融機関または税理士にご相談ください。

①「拠出」時

iDeCoのために拠出された掛金は全額「小規模企業共済等掛金控除」の対象となります。掛金が全額所得控除されれば、所得税と住民税が軽減されます。

②「運用」時

通常、金融商品の運用益（利子・配当・分配等）は「利子所得」として課税（源泉分離課税 20.315%）されます。

iDeCoの個人別管理資産（加入者個人ごとに拠出された掛金が振り込まれ管理される口座のこと）から生じる運用益は非課税となっています。そのため、積立期間が長期になるほど、運用益の複利効果が発揮されます。

なお、積立金には別途特別法人税がかかりますが、現在まで課税が凍結されています。

③「給付」時

給付は、「老齢給付金」「障害給付金」「死亡一時金」の3種類があります。

「老齢給付金」は、年金で受け取る場合は公的年金と同じく「雑所得」として、一時金で受け取る場合は退職手当と同じく「退職所得」として、それぞれ課税されます。もっとも税制上の優遇措置として、年金での受給は「公的年金等控除」、一時金での受給は「退職所得控除」の対象となっています。

「障害給付金」は非課税です。「死亡一時金」は「相続税」が課されます。

No.6	○ i D e C o を行う際の注意点やデメリットを教えてください。 i D e C o の税制上の優遇措置はとても魅力的ですが、「上手い話には何か落とし穴があるのでは」と心配になりました。 i D e C o 加入に当たって気をつけておかなければならないことがあれば教えてください。
------	--

<回答>

i D e C o に加入するに当たっては、特に以下の3点に注意が必要です。よく検討してから加入しましょう。

①運用は加入者自身が行い、運用損失により「元本割れ」しても全て加入者の自己責任になります。

積立金の運用は加入者自身の責任で行われ、最終的に受け取る金額は運用成績により変動する仕組みになっています。

i D e C o を取り扱う金融機関（運用金融機関）がさまざまな運用商品を提示し、加入者自らが選択し運用します（運用商品は複数選択することができます）。

運用商品の中には、元本保証のない商品もあります。商品の特徴をよく理解したうえで選択してください。

②中途での引き出しに制限があります。

i D e C o は、老後の資産形成を目的とした年金制度であるからこそ、税制優遇措置があります。そのため、原則として60歳まで積立金を引き出すことができません。また、原則として途中脱退し口座の解約をすることもできません。なお掛金の額は、原則として年1回変更することができます。

③口座管理手数料などががかかります。

加入時の手数料や毎月の口座管理費などの各種手数料があります。さまざまな金融機関が運営管理機関になっており、運営管理機関ごとに手数料が異なります。手数料については、国基連や金融機関に十分ご確認ください。

なお、メリット・デメリットについては、厚生労働省（以下「厚労省」という。）及び国基連のホームページもご確認ください。

No.7	○他の金融商品（財形貯蓄等）との簡単な比較があれば教えてください。 年金の形で老後のために資産形成する手段として、他に「財形年金貯蓄」や「個人年金保険」などがあると思います。具体的な商品は金融機関に問い合わせますが、自分に合ったものを知りたいので、何か簡単に比較できるものがあれば示してもらいたいです。
------	---

<回答>

次頁のとおり、i D e C o 、財形年金貯蓄及び個人年金保険の比較表を示しますので、参考にしてください。

		i D e C o	財形年金貯蓄（高知県）	個人年金保険
申込時期		いつでも	年 1 回の募集期間内 （例年 6 月に通知、7 月に募集開始）	いつでも
拠出 限度 額	月限度額	1. 2 万円	特になし （給与の手取り額の範囲内）	特になし （契約内容による）
	総限度額	なし	財形住宅貯蓄との合算で元本 5 5 0 万円まで	特になし （契約内容による）
税 制 面	拠出時	小規模企業共済等掛金控除の対象	なし	生命保険料控除または個人年金 控除の対象
	運用時	運用益：非課税	利息：非課税	利息・配当：非課税
	給付時	年金：雑所得として課税 （ただし公的年金等控除の対象） 一時金：退職所得として課税 （ただし退職所得控除の対象）	非課税	年金：雑所得として課税 一時金：一時所得として課税
手数料の有無		あり	なし	特になし （契約内容による）
元本割れの可能性		あり（選択する運用商品による）	なし	なし
途中解約		原則として 60 歳まで不可	可能（加入中に得られた「利息」の過 去 5 年分は遡及して課税）	可能（解約返戻金は契約内容による）

1－3：【加入】

No.8	○どうやって加入手続をすればよいのでしょうか。 i D e C oに加入したいと思いましたが、どうやって手続をすればよいかわからないので教えてください。
------	--

<回答>

加入希望者ご自身が選んだ金融機関（運営管理機関・受付金融機関）から申込書類一式をもらい、ご自身で必要書類に記入・押印のうえ当該金融機関へ提出してください。記入に当たって不明な箇所は当該金融機関に問い合わせてください。

なお、申込書類一式の中に「第2号加入者に係る事業主の証明書（共済組合員用）」があります。この取扱いについては「2. 事業主証明について」（pg17～）で詳しく説明していますので、該当頁をご確認ください。

No.9	○何歳まで加入できますか。 現在 55 歳です。40 代の頃から老後に備えて毎月の給与から 3 万円程度ずつ財形年金貯蓄をしていましたが、限度額の 550 万円に到達しました。これからは一般財形貯蓄に充てようと考えていましたが、i D e C oの存在を知りました。55 歳からでも i D e C oに加入することはできますか。
------	---

<回答>

60 歳未満の方であれば i D e C oに加入できます。60 歳に達すると加入資格を喪失し、運用指図者（掛金の拠出を行わず運用指図のみを行う者）になります。

なお、下表のとおり通算加入者等期間に応じて「老齢給付金」の受給開始年齢が異なりますので、詳しくは運営管理機関にご確認ください。

通算加入者等期間	受給開始年齢
10 年以上	60 歳から
8 年以上 10 年未満	61 歳から
6 年以上 8 年未満	62 歳から
4 年以上 6 年未満	63 歳から
2 年以上 4 年未満	64 歳から
1 か月以上 2 年未満	65 歳から

1－4：【金融機関】

No.10	○<u>どういった金融機関が運営管理機関になっていますか。</u> インターネットで調べましたが、いろいろな金融機関が i D e C o を取り扱っています。どこの金融機関が運営管理機関になっているかをどうやって調べたらよいでしょうか。また財形貯蓄のように、県が職員に対して選択可能な金融機関を指定（限定）しているのか教えてください。
-------	--

<回答>

選択可能な金融機関は国基連が指定しています。国基連のホームページ（<http://www.npfa.or.jp/401K/>）にある「運営管理機関」のページで確認できます。実施主体ではない県が金融機関を指定することはできません。

なお、国基連のホームページに掲載のない金融機関についても、平成 29 年 1 月から i D e C o の取扱開始を予定している金融機関もあると思われます。気になる金融機関がある場合には、将来的に i D e C o の取扱予定がないか金融機関へ直接お問い合わせください。

No.11	○<u>複数の金融機関（運営管理機関）を選ぶことはできますか。</u> 運営管理機関ごとに取り扱う運用商品が違っており、仮に複数の金融機関を運営管理機関に選べるとすれば、さまざまなバリエーションの商品選択ができると思います。また複数の金融機関の担当者から商品選択についての具体的なアドバイスをしてもらえるとします。手数料がそのぶん多くかかると思いますが、複数の金融機関を運営管理機関に選んで申し込みができるか教えてください。
-------	--

<回答>

複数の金融機関を運営管理機関として申し込むことはできません。i D e C o 加入を希望する際には、資料請求等によって運用商品や手数料など、金融機関ごとに異なるサービス内容をよく比較検討して、一つの金融機関に申込みをしてください。

No.12	○<u>途中で金融機関（運営管理機関）を変更することはできますか。</u> i D e C o をしようと決めましたが、どこの金融機関（運営管理機関・受付金融機関）にするかで迷っています。 とりあえず手数料の安いところに申し込もうと考えていますが、選んだ金融機関のサービス内容に不満がある場合に、途中で金融機関を変えることができるか教えてください。
-------	---

<回答>

変更できますが、別途手数料等を自己負担しなければならない可能性があります。詳しくは運営管理機関（または受付金融機関）にお問い合わせください。

No.13	○金融機関（運営管理機関）を選ぶ際のポイントがあれば教えてください。 いろいろな金融機関がiDeCoを取り扱っていて、どこの金融機関がよいのか目移りしてしまいます。iDeCoは自分の判断と責任で行うものと思いますが、どうやって金融機関を選べばよいのでしょうか。
-------	--

<回答>

次の2点が考えられますが、iDeCoに興味のある方は市販書籍や金融機関主催のセミナーなどを利用してご自身でよくお調べください。

①運用商品

iDeCoは、運営管理機関が提示する運用商品の中から自分の判断で選択しますが、分散投資することで価格変動リスクを抑えながら運用する、いわゆる「リスクマネジメント」や「リスクヘッジ」を行うことになると考えられます。

よって、運用商品の数が少ない、または似たような特徴の運用商品しかないといった場合には、分散投資することができない等の問題が生じると考えられます。

そのため、金融機関がどれほどの量の運用商品を取りそろえているかだけでなく、こういった質（リターン・リスクなど）の運用商品を取りそろえているかもよく確認して選択することが重要と考えられます。

②手数料

手数料のうち、金融機関分については、「運営管理手数料」と「信託報酬」の大きく2つに分けられます（pg. 15のNo. 21参照）。

「運営管理手数料」は定額（年間数千円）となっており、金融機関ごとの比較もしやすいと思います。また、個人別管理資産の残高が一定以上にあることを条件として「運営管理手数料」を無料とする金融機関もあります。

しかし、iDeCoでは、60歳までの長期積み立てを行うことから資産残高が年々増加していくため、資産残高に比例する「信託報酬」の影響が年々大きくなっていきます。

そのため、「運営管理手数料」だけでなく「信託報酬」も確認し、金融機関ごとに比較検討して選択することが重要と考えられます。

No.14	○金融機関（商品提供機関）が倒産した場合はどうなりますか。 さまざまな金融機関が運営管理機関となっており、運用商品についてもさまざまな金融機関の商品（預金、保険、信託など）がラインナップされています。運用商品の中には自分にとってあまりなじみのない金融機関の商品もあります。 もし自分が選択した運用商品の商品提供機関が倒産した場合はどうなりますか。
-------	--

<回答>

金融各法に基づき、預金保険機構等によって一定額までは保護されることになっているようです。商品提供機関の倒産に対する運用商品に

関する法的な保護については、運営管理機関によく確認してください。なお、国基連や事業主、金融機関などが損失補填をすることはありません。

1－5：【掛金の運用】

No.15	<u>○掛金の運用（運用商品の選択、指図）について教えてください。</u> 積立金の運用は加入者自身の責任で行い、最終的に受け取ることができる金額は運用成績により変動し、運用商品の選択によっては元本割れもあることが分かりました。こういった形で運用商品の選択や指図を行うのか教えてください。
-------	---

<回答>

まず加入時に運営管理機関から提示された金融商品の中から運用商品にするものを選択します。途中で他の金融商品に変更することができ、また運用商品を複数選択することもできます。加入者自身が運営管理機関に対して運用の指図を行います。具体的な方法については、運営管理機関にお問い合わせください。

No.16	<u>○運用実績や個人別管理資産の残高はどのように確認できるでしょうか。</u> 自分の判断で商品の選択や指図をするにあたって、運用実績や資産残高を確認する必要があると思いますが、こういった形で確認できるのか教えてください。
-------	---

<回答>

運営管理機関は、毎年1回、加入者に資産残高や運用状況を通知します。また運営管理機関によっては、コールセンターやインターネット等で確認できる場所もあります。詳しくは、運営管理機関にお問い合わせください。

1－6：【掛金の前納、追納、変更、停止等】

No.17	<u>○i D e C o 加入後に途中で脱退することはできますか。</u> 金融や投資に興味があったのでi D e C o に加入しましたが、他のことで定期預金する必要性が生じたため脱退したいです。口座を解約して積立金を払い戻してもらうことはできますか。
-------	---

<回答>

原則としてi D e C o 加入後に脱退することはできません。また途中で積立金の一部を引き出すこともできません。

なお、例外的に脱退できる場合もありますが、法改正施行（平成 29 年 1 月 1 日）後は脱退要件が縮小されます。詳しくは国基連または運営管理機関にご確認ください。

No.18	○掛金の前納、追納、変更、停止等はどうなっていますか。 1 年分の掛金を賞与月のタイミングで「前納」することはできますか。 また、引落し口座に残高がなく掛金の納付ができなかった場合に、後日「追納」することはできますか。 さらに、脱退は原則できないとのことですが、掛金の納付額を自由に「変更」したり、納付を「停止」したりすることはできますか。 以上の点で疑問があるため、掛金の前納、追納、変更、停止等の取扱いがどうなっているか教えてください。
-------	---

<回答>

i D e C o の掛金には、制度上「前納」「追納」はありません。口座振替日に引き落としがされなければ、その月の掛金は拠出されなかったという取扱いになります（なお、平成 30 年 1 月から「掛金額の年単位化」が予定されているそうです。「掛金額の年単位化」についての詳しい内容は、国基連または運営管理機関にご確認ください）。

掛金額の「変更」は、毎年 4 月から翌年 3 月までの間に年 1 回だけ行うことができます。なお、公的年金の被保険者種別に変更があった場合に伴う掛金額の変更は、この年 1 回の変更には含まれません。

掛金拠出を「停止」する場合は、資格喪失届を提出することで運用指図者になることができます。拠出を「再開」する場合には、あらためて運営管理機関での加入の手続が必要です。

「変更」等の具体的な手続・方法については、運営管理機関にご確認ください。

No.19	○退職者が i D e C o に加入し続けることはできますか。 定年前（60 歳になる年度より前の年度）に勧奨退職することを予定していますが、在職中に i D e C o に加入して、退職後も加入し続けることはできますか。
-------	--

<回答>

転職・退職等があった場合でも、一定の要件を満たしていれば、資産を移換することで加入を継続できます。

もっとも、移換に伴う手数料が発生する場合があることや掛金の上限額が変更される場合があることに留意が必要です。

なお、退職後、公的年金の第 1 号被保険者又は第 3 号被保険者になる場合には、被保険者種別変更届を運営管理機関に提出する必要があります。転職・退職等の場合での詳しい取扱いについては、金融機関（運営管理機関・受付金融機関）にお問い合わせください。

No.20	○掛金額を0円にすることはできますか。 独身の時にiDeCoに加入しましたが、結婚して子どもの養育費や教育費といった生活費のやりくりで苦慮しています。当面iDeCoの掛金を0円にしたいです。掛金額を0円に変更することは可能でしょうか。
-------	---

<回答>

iDeCoの掛金額の下限は5千円であるため、0円に変更することはできません。掛金の拠出を停止する場合は、資格喪失届を提出し、運用指図者となって運用だけを行うことができます（掛金の拠出を再開する場合は、あらためて加入の手続が必要です）。

なお、掛金の拠出を停止し運用指図者になった場合でも、手数料を自己負担し続けることになります。

1-7:【手数料】

No.21	○どういった手数料を個人負担するのでしょうか。 「手数料」を確認して金融機関を選びたいのですが、そもそもiDeCoにはどういった手数料があるのか教えてください。
-------	--

<回答>

iDeCoでは、資格の確認、掛金の口座振替、運用商品の提供、資産の管理等のために必要な事務経費を、加入者全体で負担する制度になっています。

手数料には、国基連にかかるものと、金融機関（運営管理機関等）にかかるものの2種類があります。国基連への手数料は各金融機関で同じ金額ですが、金融機関への手数料は各金融機関によって金額が異なります。

図にすると下表のとおりです。

【手数料の内訳】

加入時		加入時または移換時に要する費用 国基連（2,777円）
加入後	運営管理手数料 ※定額	加入者の記録・資産管理等に要する費用 国基連（月額103円） 金融機関（金融機関ごとに異なる）
	信託報酬 ※資産残高に比例	運用商品の運用等に要する費用 金融機関（金融機関ごとに異なる）
	給付時手数料	年金又は一時金の給付に要する費用 金融機関（金融機関ごとに異なる）

No.22	○「老齢給付金」「障害給付金」「死亡一時金」について教えてください。 「給付」は、「脱退一時金」を除けば、「老齢給付金」「障害給付金」「死亡一時金」の３種類とのことですが、それぞれの概要を教えてください。
-------	---

<回答>

概要は次のとおりですが、詳しい内容は運営管理機関に問い合わせてよく確認してください。

①老齢給付金

原則 60 歳に到達すれば、加入者の請求により受給できます。なお通算加入期間により受給開始時期が異なります（pg. 10 の No. 9 参照）。年金又は一時金で受給することができます。具体的な受給方法や内容は運営管理機関にお問い合わせください。

②障害給付金

60 歳に到達する前に、傷病によって一定の障害状態になり、傷病発症から 1 年 6 ヶ月を経過後に、加入者の請求により受給できます。年金又は一時金で受給することができます。具体的な受給方法や内容は運営管理機関にお問い合わせください。

③死亡一時金

加入者が死亡したときに、遺族が一時金として受給できます。また、年金受給中に個人別管理資産を残して死亡した場合も、受給者の遺族が資産残額を一時金として受給できます。具体的な受給方法や内容は運営管理機関にお問い合わせください。

2. 事業主証明について

2-1:【事業主の責務】

No.23	<u>○事業主の責務を教えてください。</u> i D e C o に加入する職員のために、事業主である「高知県教育委員会」は何らかの事務を行う責務を負っているのでしょうか。
-------	--

<回答>

職員が i D e C o に加入する場合、県はさまざまな事務を行うことになります。

まず、県は、加入を希望する職員（公務員等共済組合員）が i D e C o に加入できるようにするために、国基連への事業所登録を行う必要があります。

加入時には、加入を希望する職員の資格証明を行う必要があります。

加入後も、加入する職員について、年1回、国基連に現況（在籍確認等）を報告しなければなりません。

これらの証明事務は、公的年金の被保険者種別によって掛金の拠出限度額が異なるために必要となるものであり、正当な理由なく拒否することができません。

No.24	<u>○職員へ「運用商品」を提供する責務はないのでしょうか。</u> 金融についての知識が全くありません。i D e C o に加入したくても、自分の判断で「運営管理機関」や「運用商品」を選ぶことは難しいです。県は職員のために「運用商品」をいくつか提供する責務を負わないのでしょうか。
-------	---

<回答>

企業型 D C と異なり、i D e C o は個人が自己責任で行うものであり、県が職員に対して「運用商品」を提供する責務はありません。

No.25	<u>○職員への「投資教育」を行う責務はないのでしょうか。</u> 金融についての知識が全くないため、運用商品別の特徴など分かりません。i D e C o に加入しても運用で失敗するのではないかと不安です。県は職員のために「投資教育」を行う責務を負わないのでしょうか。
-------	---

<回答>

企業型 D C と異なり、i D e C o は、加入も含め、個人が自己責任で判断するものであり、県が職員に対して「投資教育」を行う責務はありません。なお、i D e C o における「投資教育」は、国基連からの委託により運営管理機関が実施することになっています。

2-2:【証明事務】

No.26	○金融機関から i D e C o 加入の申込書類をもらいましたがどうすればよいでしょうか。 金融機関（運営管理機関・受付金融機関）から i D e C o に加入するための申込書類一式をもらいました。 個人的な契約書類なので自分自身で記入・押印しますが、申込書類一式の中に「第2号加入者に係る事業主の証明書（共済組合員用）」がありました。勤務する事業所で証明をもらう必要があると思いますが、教職員の場合、誰に（どこで）証明をしてもらえばよいのでしょうか。 また、金融機関に提出する前に、申込書類全てを事業所に提出する必要があるのでしょうか。
-------	---

<回答>

公立学校共済組合（以下「公立共済」という。）高知支部を保険者とする組合員（本人）となっている方については、「教職員・福利課」で証明を行いますので、「第2号加入者に係る事業主の証明書（共済組合員用）」（以下「事業主証明書」という。）の1を記入・押印のうえ、「教職員・福利課」（i D e C o 担当者あて）に送付してください（教職員・福利課でとりまとめて事業主証明書の2～6を記入・押印します。事業主証明書のイメージについては、添付の参考資料1をご確認ください）。

【添付書類】①「同意書」（別添様式）。②「組合員証（保険証）」の写し。③「年金手帳」や「ねんきん定期便」の写しなど、基礎年金番号を確認できる書類（写し）。

その他の書類については、教職員・福利課への送付は不要です。

なお、金融機関（運営管理機関・受付金融機関）によっては、「加入手続の外部委託」により、加入希望者や事業主の事務負担を軽減しているところもあります。「加入手続の外部委託」についてはNo.31の回答（pg.20）をご確認ください。

No.27	○「教職員・福利課」で事業主証明する職員の範囲を教えてください。 市町村教育委員会事務局に所属しています。任命権者は高知県教育長になると思いますが、「教職員・福利課」で事業主証明をしてもらえるのでしょうか。
-------	---

<回答>

任命権者が高知県教育長であり、公立共済高知支部を保険者とする組合員（本人）であれば、「教職員・福利課」で証明事務を行います。市町村の教育委員会や教育研究所等に所属する方で、上記に該当する方は「教職員・福利課」で証明を行います。

No.28	○所属長や学校長が事業主証明することはできませんか。 学校に所属しています。「教職員・福利課」に送付すると証明してもらうまでに時間がかかると思います。一般の就労証明書と同じものであれば、所属長（学校長）の証明でよいはずですが。学校長に i D e C o の事業主証明をしてもらうことはできないでしょうか。
-------	---

<回答>

i D e C o の事業主証明書は、事業主として当該職員がどの公的年金の被保険者資格にあるのかを確認するものです。これは、掛金の拠出限度額が公的年金の被保険者の種別によって異なることによるものです。

また、公的年金の上乗せであるため、加入希望者が記載した「基礎年金番号」が正しいかどうかを確認する必要があります。

さらに、厚労省から、所属学校等の単位で事業所登録した場合には、i D e C o 加入者が「人事異動」で所属学校を変えるたびに運営管理機関を経由して国基連に「加入者登録事業所変更届」を提出する必要があるため、事務全体が煩雑になると指摘されています。

加えて、厚労省から同一の事業所においては同一の印にすることが必要と指導されており、証明印を統一しなければいけません。

以上から、公立共済高知支部の組合員（本人）については、「教職員・福利課」がとりまとめて証明事務を行います。

No.29	○臨時・非常勤職員はどこで事業主証明してもらえればよいでしょうか。 期限付講師として学校に勤務しています。非常勤職員も i D e C o に加入できるのでしょうか。また i D e C o に加入できる場合、事業主証明は誰に（どこで）してもらえればよいでしょうか。
-------	---

<回答>

厚生年金の第2号被保険者と思われますので、現行法上 i D e C o に加入することができます。

教職員・福利課が事業主証明を行うのは公立共済高知支部の組合員（本人）であるため、i D e C o 加入を希望する臨時・非常勤職員については、下記の事業所で事業主証明をしてもらってください。

勤務先	事業主証明を行うところ
小・中学校	高知県教育委員会事務局 小中学校課
高知特別支援学校	高知県教育委員会事務局 特別支援教育課
県立高等学校、県立特別支援学校 県立中学校	各県立学校
高知商業高等学校定時制	高知県教育委員会事務局 高等学校課
県の教委事務局、各教育事務所、 教育センター、図書館、文化財課	総務事務センター

No.30	○専業主婦(夫)である配偶者が i D e C o 加入するのに事業主証明は必要でしょうか。 i D e C o は公的年金の上乗せとのことですが、妻は結婚後に専業主婦となったため、将来受け取ることのできる公的年金の受給額に不安があります。 妻が i D e C o に加入するに当たって、公立共済高知支部の組合員（被扶養者）であることから、教職員・福利課による事業主証明が必要でしょうか。 また、妻が加入者となって拠出する i D e C o の掛金を、夫である自分の給与所得の「小規模企業共済等掛金控除」とすることは可能でしょうか。
-------	--

<回答>

専業主婦(夫)は、国民年金の第3号被保険者と思われますので、事業主証明書は不要です。

また「小規模企業共済等掛金控除」は加入者自身の所得を対象とします。そのため、上記質問にある専業主婦である妻の i D e C o 掛金を公務員である夫の給与所得から「小規模企業共済等掛金控除」することはできません。

課税所得が全くない方は、i D e C o に加入しても「拠出」時の税制上の優遇措置は受けられない点にご注意ください。

No.31	○金融機関に事業主証明書の送付処理を行ってもらうことはできますか。 別紙1の「i D e C o 加入に当たっての流れと留意事項」を確認しましたが、加入希望者自身が事業主証明のために教職員・福利課と書類のやりとりをすることは二度手間だと思います。なぜなら、最終的には申込書類等は全て金融機関に提出するからです。 加入希望者が記入・押印した申込書類等を金融機関に提出し、金融機関と教職員・福利課との間で事業主証明書（証明印と同意書）のやりとりをしてもらうことは可能でしょうか。少なくとも「③事業主から事業主証明書の交付を受ける」のは加入希望者ではなく、金融機関にしてもらうことはできませんか。
-------	--

<回答>

「加入手続の外部委託」に関する質問について、現在のところ厚労省から次のとおり回答がされています。

厚労省の回答に則り、加入希望者等の事務負担軽減をはかっている金融機関もあると思われますので、詳しくは金融機関にお問い合わせください。なお④について、事業主又は共済組合で行うことを予定していないため、基礎年金番号の記載欄については、必ず加入希望者自身でご記入ください。

質問	回答
○加入手続きの外部委託は可能か。 金融機関より、事務負担軽減のため、下記の提案があったが問題ないかどうか回答願いたい。 ① 金融機関が加入希望者や事業主に代わり、「加入申出書」「同意書」「事業主証明書」の記載事項につき、ドットプリンタにて作成。 ② 金融機関が加入希望者に代わり、事業主に「同意書」「事業主証明書」を提出。 ③ 事業主が加入希望者ではなく、金融機関に「事業主証明書」を提出。 ④ 加入希望者から、別途同意書を徴する（国の同意書の内容を修正し文章を挿入することを想定）ことにより、加入希望者に代わり事業主又は共済組合が「加入申出書」「事業主証明書」に基礎年金番号を記入。	ご指摘のような方法も可能であると思われますが、いずれにしても、最終的には、加入希望者の意思が申出書に反映されていることと、事業主が当該加入希望者の資格確認及び基礎年金番号等を確認した上で事業主証明を行うことが必要です。

No.32	○自分の基礎年金番号をどうやって確認できますか。 「事業主証明書」の1と「加入申出書」には加入希望者自身が基礎年金番号を記入する必要があるとのことですが、自分の基礎年金番号が分かりません。年金手帳も持っていません。自分の基礎年金番号をどうやって確認すればよいのでしょうか。
-------	--

<回答>

被用者年金制度の一元化に伴い平成 27 年 12 月から、70 歳未満の組合員（本人）の方を対象（任意継続組合員を除く）に、公立共済から毎年誕生月（1 日生まれの方は誕生月の前月）ごとに、「ねんきん定期便」が送付されています。

節目年齢（35 歳、45 歳、59 歳）の方には「封書」で、節目年齢以外の方には「ハガキ」で送付されています。

添付の参考資料 2のとおり、「ハガキ」「封書」ともにご自身の「基礎年金番号」が記載されているはずですので、ご確認ください。

「ねんきん定期便」でお知らせする内容には、年金加入期間、保険料納付額、年金見込額等がありますので、公的年金の上乗せとなる i D e C o への加入を検討する際にご活用ください。なお「ねんきん定期便」に関する詳細は、公立共済にお問い合わせください。

No.33	<u>基礎年金番号はどのように知ることができるでしょうか。</u> 「ねんきん定期便」を探しましたが見つかりませんでした。自分の基礎年金番号がわからず誕生月もまだ先です。どうすれば基礎年金番号を知ることができますか。
-------	--

<回答>

公立共済から、年に一度、所属に対して「組合員・被扶養者現況表（いわゆる共済組合員原票）」を送付しています。その控えが所属にあるかと思います。その写しを、「年金手帳」や「ねんきん定期便」の写しに替えて、提出することができます。本人の氏名と職員番号、基礎年金番号が確認できれば良いです。口座や被扶養者の欄などは、消してコピーしてもかまいません。

2－3：【同意書】

No.34	<u>○同意書が必要なのはなぜでしょうか。</u> 事業主証明書を教職員・福利課に送付する際に同意書の添付が必要とのことですが、なぜ同意書の提出が必要でしょうか。
-------	---

<回答>

厚労省は「公務員等共済加入員の場合は、基礎年金番号を管理するのは事業主たる所属官公署ではなく、別法人格である共済組合であるため、別途同意書が必要となります。」と回答しています。

No.35	<u>○異動があった場合は再度同意書を提出する必要がありますか。</u> i D e C oに加入して毎月の掛金を拠出しています。事業主の責務として教職員・福利課が国基連に対して年1回の現況報告をしていると思いますが、人事異動で所属が変わった場合に、再度同意書を提出する必要があるか教えてください。
-------	---

<回答>

厚労省は「同意書については、適用事業所の事業主が変更された場合、加入者から当該異動先の適用事業所の事業主に対し同意書を提出していただくことが適当です。」と回答しています。「適用事業所の事業主が変更された場合」の考え方については、2－4：【異動者・派遣者等】(pg. 23～)で説明していますので、該当頁をご確認ください。

2－4：【異動者・派遣者等】

No.36	○教育委員会事務局への出向者の取扱いはどうなりますか。 i D e C oに加入しましたが、「人事異動」により「高知県教育委員会事務局」へ異動になりました。 運営管理機関に「事業主変更届」を提出する必要があるでしょうか。
-------	--

<回答>

「高知県教育委員会事務局」の職員の組合員資格は公立学校共済組合高知支部のままです。また、任命権者も高知県教育長であるため、「事業主変更届」の提出は不要です。

No.37	○人事交流で他県の学校に勤務する職員の取扱いはどうなりますか。 i D e C oに加入しましたが、割愛退職をして、他県の学校で勤務することとなりました。 運営管理機関に「事業主変更届」を提出する必要があるでしょうか。
-------	---

<回答>

他県の学校で勤務する職員のうち、任命権者を異にし、勤務先の共済組合の組合員となる職員は、運営管理機関に「事業主変更届」を提出する必要があります。

No.38	○附属小学校で勤務する職員の取扱いはどうなりますか。 i D e C oに加入しましたが、割愛退職をして、高知大学教育学部附属小学校で勤務することになりました。 運営管理機関に「事業主変更届」を提出する必要があるでしょうか。
-------	--

<回答>

高知大学教育学部附属小学校や国の機関（省庁）等へ派遣される職員は、派遣先の共済組合の組合員になります。
よって、共済組合間の異動が認められ、任命権者も異なるため、運営管理機関に「事業主変更届」を提出する必要があります。

No.39	○労働組合の業務に専従している職員の取扱いはどうなりますか。 労働組合の業務に専従することになりました。労働組合が雇用する職員については、労働組合が事業所となり事業主証明を行うのは分かります。もっとも、専従職員は「（専従）休職」中で、高知県職員（公務員）の身分のままです。それでも労働組合に専従している職員については、事業所は労働組合になるのでしょうか。
-------	---

<回答>

厚労省は「労働組合の業務に専従している職員は労働組合が適用事業所となります。」と回答しています。

この厚労省の指導に基づくと、労働組合専従中にiDeCoに加入する場合には、労働組合に事業主証明をしてもらうことになります。またiDeCo加入中に労働組合専従になった場合には、運営管理機関へ「事業主変更届」を提出する必要があります。さらに、労働組合専従時にiDeCoに加入し、休職明けとなって「高知県」の業務に従事するようになった場合にも、「事業主変更届」を提出する必要があります。労働組合専従職員に関するiDeCoの取扱いについては、国基連または運営管理機関へお問い合わせください。

3. その他

3-1:【払込方法】

No.40	○事業主払込（給与天引き）はできませんか。 事業主証明書を確認しましたが、掛金納付方法として事業主払込を希望できる欄があります。財形貯蓄のように給与天引きして事業主払込をしてもらうことはできませんか。
-------	--

<回答>

平成 29 年 1 月から公務員等の共済組合員も i D e C o に加入できるようになることを受けて、給与システム担当者等と協議・検討しましたが、高知県の教職員について i D e C o の「事業主払込（給与天引き）」を実施するためには、給与システム等の大がかりな改修が必要になることを確認しました。

財形貯蓄と異なり i D e C o には「拠出時」の税制上の優遇措置（小規模企業共済等掛金控除）があり、給与天引きに当たって源泉徴収事務を行う必要があるため、改修費用見込額が大きなものになります。

現在のところ、厚労省及び国基連は、i D e C o の「事業主払込」を行うために新規に必要なシステム改修の費用に対して、助成金や補助金、交付税措置等を行わないと回答しています。

そのため、システム改修による費用対効果等が明らかではない現状では、「事業主払込」を行う体制が整わないため、「個人払込」での対応をお願いします。

No.41	○個人払込の場合に注意しておくことはありますか。 「高知県」においては個人払込で i D e C o の掛金を拠出することは分かりましたが、個人払込をする場合に注意しておくことがあれば教えてください。
-------	--

<回答>

個人払込は、加入者自らの口座からの引き落としとなるため、口座残高が不足する場合には掛金が引き落としされず、その月の掛金が納付できません。また、掛金の所得控除を受けるには年末調整の手続が必要です。

3-2:【年末調整】

No.42	○年末調整はどういった取扱いになりますか。 個人払込のため掛金について年末調整が必要となると思われますが、こういった形で行うのか教えてください。
-------	---

<回答>

国基連から i D e C o 加入者に対して直接「小規模企業共済等掛金払込証明書」が送付されますので、「小規模企業共済等掛金払込証明書」に記載する金額を基に年末調整をしていただくことになります。

所得控除の項目は異なりますが、年末調整時期に保険会社から送付された医療・介護保険契約の保険料支払証明書に基づいて申告する「生命保険料控除」と同様に、「保険料控除申告書」により申告していただきます（「諸手当・年末調整システム」の対象者は、同システムにより申告）。詳しい内容は、年末調整の申告時期に年末調整事務担当者へ確認してください。

3-3:【スケジュール】

No.43	○平成 29 年 1 月から加入するためにはいつまでに申し込めばいいのでしょうか。 i D e C o について自分でも調べてみようと思います。平成 29 年 1 月から加入したいと考えていますが、いつまでに記入・押印がされた申込書類（証明印のある事業主証明書を含む）を金融機関（運営管理機関・受付金融機関）へ提出しなければならないのでしょうか。
-------	--

<回答>

厚労省は「1 月から加入するためには、書類に不備がない状態で 1 月中には、受付金融機関を通じて、国基連に申込書が到達する必要があります。」と回答しています。具体的な提出期限については、郵送等の事情があると思われるので、金融機関にお問い合わせください。

4. 本 Q & A 作成に当たっての主な参考資料及び URL の一覧

- ・「個人型確定拠出年金（個人型 DC）の共済等加入者への拡大について 平成 28 年 9 月 7 日」（厚労省年金局）
- ・「個人型確定拠出年金に関する Q & A 【第 1 版（平成 28 年 10 月 6 日）】」（厚労省）
- ・「個人型確定拠出年金（i D e C o）に関する Q & A 【第 2 弾（平成 28 年 11 月 8 日）】」（厚労省）
- ・厚労省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/kyoshutsu/>)
- ・国基連ホームページ (<http://www.npfa.or.jp/401K/>)
- ・「加入者・運用指図者の手引き 2017 年 1 月版」（国基連）(<http://www.npfa.or.jp/401K/about/guide1.html>)
- ・『地方公務員等のための i D e C o（個人型確定拠出年金）ハンドブック』（一般財団法人 地域社会ライフプラン協会）

平成29年1月から、専業主婦、公務員の方を含め、
基本的に60歳未満のすべての方が利用できるようになります

確定拠出年金とは…

- ▶ 「確定拠出年金」は、公的年金に上乗せして給付を受ける私的年金のひとつです。基礎年金、厚生年金保険と組み合わせることで、より豊かな老後生活を実現することが可能となります。
- ▶ 確定拠出年金の仕組みは、掛金を定めて事業主や加入者が拠出し、加入者自らが運用し、掛金とその運用益との合計額をもとに給付額が決定されるというもので、事業主が実施する「企業型確定拠出年金」と、個人で加入する「**個人型確定拠出年金 (iDeCo)**」があります。
- ▶ iDeCoの加入者は、これまで自営業者の方などに限られていましたが、**平成29年1月からは、企業年金を実施している企業にお勤めの方や公務員、専業主婦の方を含め、基本的にすべての方が加入できるようになります**。加えて、転職したときなどの積立資産の持ち運び（ポータビリティ）も拡充し、より使いやすい仕組みになります。

iDeCo (イデコ) とは…

個人型確定拠出年金
の愛称です。

個人型確定拠出年金の英語表記（**i**ndividual-type **D**efined **C**ontribution pension Plan）から親しみやすい響きの「イデコ」としました。また、「i」には「私」という意味が込められており、自分で運用する年金の特徴が捉えられています。



iDeCo のメリット

3つの税制優遇措置

▶▶▶ 掛金が**全額所得控除**されます

例えば、毎月2万円ずつ掛金を拠出した場合、税率20%とすると、年間4万8千円（仮に35歳から60歳までの25年間掛け続けると総額120万円）の節税効果となります。
※専業主婦や育児・介護休暇などを取得して年間を通じて所得がない方は、掛金を拠出してても所得控除が受けられません。

▶▶▶ 運用益も**非課税**で再投資されます

通常、金融商品の運用益には税金（源泉分離課税20.315%）がかかりますが、iDeCoの運用益は非課税です。※積立金には別途1.173%の特別法人税がかかりますが、現在まで課税が凍結されています。

▶▶▶ 受け取る**ときも税制優遇措置**があります

iDeCoの老齢給付金を一時金として受け取る場合は「退職所得控除」、年金として受け取る場合は「公的年金等控除」という大きな控除が受けられます。

iDeCo に加入するときの留意点は何ですか？

- ▶ iDeCoに加入するに当たっては、以下の3点に留意が必要です。※裏面も参照してください。
- ① **運用は加入者ご自身が行います** → 積立金の運用は加入者ご自身の責任で行われ、受け取る額は運用成績により変動する仕組みです。取扱い金融機関（運営管理機関）がさまざまな運用商品を提示していますので、よく検討してから加入しましょう。
※ 運用商品の中には、元本保証のない商品もあります。商品の特徴をよく理解したうえで選択してください。
- ② **中途での引出しに制限があります** → iDeCoは、老後の資産形成を目的とした年金制度であるからこそ、税制優遇措置があります。このため、原則60歳まで引き出すことができませんので、注意してください。
※ 掛金の額は、原則、年に1回変更することができます。
- ③ **口座管理手数料などがかかります** → 加入時の手数料や毎月の口座管理費などの各種手数料があります。手数料については、国民年金基金連合会や運営管理機関に十分ご確認ください。
※ さまざまな金融機関が運営管理機関になっており、運営管理機関ごとに手数料が異なります。運営管理機関の一覧は裏面のQRコードでご確認ください。

iDeCo の加入範囲と拠出限度額

- iDeCoは、基礎年金（1階部分）、厚生年金保険（2階部分）などの公的年金に上乗せして給付を受ける私的年金（3階部分）のひとつです。
- 下図のうち点線囲みの部分がiDeCoで、掛金には、ご本人の状況に応じた「拠出限度額」(*)があります。
(*) 拠出限度額は、現在月額で設定されていますが、平成30年1月から年単位となります。
- 「★」が平成29年1月から、新たに加入できるようになる部分です。

iDeCo 拠出 限度 額	自営業者等	専業主婦等	企業年金等に 加入していない方	企業年金等※1に加入している方や 公務員・私学共済加入者の方
	年額81.6万円 (月額6.8万円) ※国民年金基金との合算枠	★ 年額27.6万円 (月額2.3万円)	年額27.6万円 (月額2.3万円)	★ 年額24.0万円 (月額2.0万円) ※2 または 年額14.4万円 (月額1.2万円) ※3
	国民年金基金 ※iDeCoと重複加入可能			企業年金等 ※1
				厚生年金保険（2階） 基礎年金（1階）

※1 企業年金等とは企業型確定拠出年金、確定給付企業年金等。
企業型確定拠出年金を実施している企業は、規約でiDeCoへの加入を認めている場合(注)のみ加入可能。
(注) 企業型確定拠出年金規約において、マッチング拠出を規定している場合、iDeCoへの加入を併用することはできません。
(企業としてマッチング拠出がiDeCoへの加入のどちらかを選択する必要があります)
iDeCoへの加入を企業型確定拠出年金規約に規定した場合、企業型確定拠出年金における事業主掛金の拠出限度額は以下の通りです。
①企業型年金等のうち、企業型確定拠出年金のみを実施している場合 …年額42.0万円（月額3.5万円）
②企業型年金等のうち、企業型確定拠出年金と確定給付型年金を併用している場合 …年額18.6万円（月額1.55万円）

※2 企業年金等（※1）に加入している方のうち、「企業型確定拠出年金にのみ加入している方」の額。

※3 企業年金等（※1）に加入している方のうち、「企業型確定拠出年金にのみ加入している方（※2）以外の方」の額。
(公務員・私学共済加入者もこちらに含まれます)

iDeCo の掛金の運用

- iDeCoでは、掛金を60歳になるまで拠出し、60歳以降、加入期間などに応じて受給できる年齢が決まります。
- 拠出した掛金の運用は、運営管理機関が提示する運用商品（預貯金、保険商品、投資信託、信託等）の中から、加入者自らが選択し運用します。（複数の商品を選択することもできます。）
- 選択した運用商品は、原則いつでも変更することができます。
- 運用商品の中には、元本保証のない商品もあります。商品の特徴をよく理解した上で選択してください。

iDeCo の給付

iDeCoは、以下の各種の方法により、給付を受けることができます。

	老齢給付金	障害給付金	死亡一時金
給付方法	5年以上20年以内の有期年金（終身年金を取り扱っている運営管理機関もあります。） ※年金の全部または一部を、一時金として受け取ることも可能		一時金
給付要件	加入期間などに応じて、受給できる年齢が異なります 10年以上 ⇒ 60歳 4年以上 6年未満 ⇒ 63歳 8年以上10年未満 ⇒ 61歳 2年以上 4年未満 ⇒ 64歳 6年以上 8年未満 ⇒ 62歳 1年以上 2年未満 ⇒ 65歳	70歳に達する前に傷病によって一定以上の障害状態になった加入者が、傷病が続いた状態で一定期間（1年6か月）を経過した場合に受給可能	加入者等が死亡したときに、その遺族が受給可能

※この他に、一定の要件を満たした場合、**脱退一時金**の支給を受けることができます。

制度の詳細およびご不明点等は国民年金基金連合会のホームページ(<http://www.npfa.or.jp/401K/>)を参照→



お申し込みは取扱い金融機関等へ
「運営管理機関一覧」はこちら→
(<http://www.npfa.or.jp/401K/news/pdf/renrakusaki.pdf>)



記載内容は平成28年9月現在の情報です。

基礎年金番号等の取得及び利用の取扱いに関する同意書

高知県教育委員会においては、基礎年金番号等の取得及び利用について、下記のとおり取扱います。
下記の内容に同意いただいた上で、署名・捺印をお願い申し上げます。

記

1. 利用目的

個人型確定拠出年金（確定拠出年金法（平成 13 年法律第 88 号。以下、「法」という。）第 2 条第 3 項に定める個人型年金をいう。以下同じ。）に関する事務運営にあたって、以下に掲げる事項について、当該目的の達成に必要な範囲で個人情報を取得し、利用いたします。

（1）基礎年金番号等の利用

年金手帳の写し等により取得した本人の基礎年金番号等について、法及び法第 56 条に定める個人型年金規約に基づき、

- ・ 法第 62 条第 1 項の規定による申出にあたって添付を要する確定拠出年金法施行規則（平成 13 年厚生労働省令第 175 号。）第 39 条第 2 項に掲げる書類の作成
 - ・ 同規則第 45 条第 1 項及び同条第 2 項の規定による届出書の作成
 - ・ 法第 71 条に規定する個人型確定拠出年金加入者の掛金の源泉控除の実施
- に関する個人型確定拠出年金事務に必要な範囲で基礎年金番号等を利用いたします。

2. 当該情報の取扱いに関する照会先

高知県教育委員会事務局 教職員・福利課

電話番号：088-821-4906

上記の取扱いについて同意します。

平成 年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____ ⑨ （生年月日： 年 月 日）

職員番号 _____

●記入にあたっての留意点

- この書類は、個人型年金の加入者資格を証明するための重要な書類です。
- 項目1は申出者が、項目2以降は事業主が記入(該当する口にはレ点)してください。なお、訂正は、訂正部分を二重線で抹消し、訂正者に応じた訂正印を押してください。
- 太枠内のすべての項目について記入してください(選択肢は、口の場合はレ点を記入してください)。

1. 申出者の情報

基礎年金番号	証明を受ける申出者氏名	希望する掛金納付方法と掛金額
1 4 8 3 - 7 2 9 6 5 1	年金 一郎 	☐ 事業主払込 ☒ 個人払込 毎月の掛金額 10 0 0 0

2. 申出者の他の企業年金等の加入状況

他の企業年金等の加入状況
以下の該当する番号を記入してください 50: 国家公務員共済組合(長期) 51: 地方公務員共済組合(長期) 52: 私立学校教職員共済制度(長期)
51

加入希望者が
記入・押印

3. 事業主の署名および押印等

カナ名称	コウチケンキョウイクイインカイ		
郵便番号	780-0850	TEL	088-821-4906
申出者について、個人型年金の加入者資格があることを証明します。			
証明日 平成 29 年 12 月 12 日			
住所	高知県高知市丸ノ内1丁目7-52		
事業所名称	高知県教育委員会		
事業主名称	高知県教育長 		

4. 国民年金基金連合会に登録する(している)名称・住所等

カナ名称	コウチケンキョウイクイインカイジムキョクキョウショクイン・フクリカ		
郵便番号		TEL	
高知県教育委員会事務局 教職員・福利課			
(項目3. と同一の場合、記入不要)			
市区町村コード		企業名称区分	

5. 連合会への「事業所登録」の有無等(複数回答可)

☐ 「事業主払込」で登録済	口座振替用 登録事業所番号								
☒ 「個人払込」で登録済	振込用 登録事業所番号								
	登録事業所番号	0	1	8	7	7	3	1	8

6. 申出者の掛金納付方法((3)に該当する場合、「事業主払込」が困難な理由を、①または②で選択(記入)してください。)

☐ (1) 申出者が希望しているため、「事業主払込」とする	「事業主払込」が困難な理由 ☐ ①「事業主払込」を行う体制が整っていないため ☐ ②その他 ()	掛金納付方法 1: 事業主払込 2: 個人払込
☒ (2) 申出者が希望しているため、「個人払込」とする		
☐ (3) 申出者は「事業主払込」を希望しているが、「個人払込」とする		
☐ (4) 申出者は「個人払込」を希望しているが、「事業主払込」とする		

教職員・福利課で
記入・押印

受付金融機関および事務処理センター使用欄

記録関連運営管理機関	KSGキープिंग(株)
------------	--------------

受付金融機関	7: 平成	年	月	日	事務処理センター

「本邦の自治の発展、諸般の金用等に要するべく増徴し、

ここを見れば基礎年金
番号を確認できます



親展

101-9064

東亞雜誌 第四期 神戶政治 2-9-3

会京 太郎 様

SECRET

2 -CLT42K0000001#



大切なお知らせ

ねんきん定期便です

Figure 1



公立学校共済組合

101-0062 廣東省銀行 42-00-00

<http://www.kauritu.co.jp/>

02-5255-1122

發行所 日一全園日(四) 年六十四西曆

午前十時が三午後三時30分まで

① 此項係指「中華民國」而言，非指「中華人民共和國」。

期日を、ゆづくりとながして、二難く度い

(次に述べよう) 場合は、よく知られるべき事項に類して、

基礎年金番号	私学共済の加入者番号
1234567890	

1. これまでの年金加入期間（老齢年金の受け取りには、原則として300月以上の受給資格期間が必要です。）

国民年金 (a)			船員保険 (c)	厚生加入期間 合計 (※納月数を記入)	合算対象期間等 (d)	受給資格期間 (a+b+c+d)
第1号被保険者 (※納月数全部を記入)	第2号被保険者	国民年金 計 (※納月数全部を記入)	0 月	(a+b+c)		
0 月	0 月	0 月	0 月			
厚生年金保険 (b)						
一般厚生年金	公務員厚生年金 (※被保険者・要否を併記)	企業員適用厚生年金 (※学校・教員を併記)	厚生年金保険 計	365 月	0 月	365 月
0 月	365 月	0 月	365 月			

[illegible]

2. 老齢年金の種類と見込額（1年間の受取見込額）

支給開始年齢	歳～	歳～	歳～	65歳～
(1) 勤労年金				老齢基礎年金 734,594円
(2) 厚生年金制度	特別支給の老齢厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	特別厚生年金
一般厚生年金期間	数値が大きい円	円	円	円
一般厚生年金期間	円	円	円	円
公務員厚生年金制度	円	円	円	円
(国家公務員、地方公務員)	(国家公務員)	(地方公務員)	(地方公務員)	1,398,978円
				358円
				076円
老学共済厚生年金制度	円	円	円	円
(私立学校の教職員)				
(1) と (2) の合計	円	円	円	2,359,006円

この部分は年齢によって記載内容が異なります

[illegible]

参考資料 2-2 (Q&A の NO.32 関係)

35、45、59 歳の誕生月に封書で送付されます。

ねんきん定期便

ここを見れば基礎年金
番号を確認できます

基礎年金番号	私学共済の加入者番号
1234567890	01D002600010

(お問い合わせの際は、基礎年金番号をお知らせください。)

公立 水師 様の「ねんきん定期便」です。
この「ねんきん定期便」は、下記の時点で作成しており、
平成 27 年 8 月までの年金加入記録を表示しています。

国民年金(公営)	全国健康保険協会(国保)	私学共済厚生年金(私学共済)
平成 27 年 10 月 22 日	平成 27 年 10 月 13 日	平成 27 年 10 月 14 日

このお知らせは、見方ガイドの2～3ページをご覧ください。

1. これまでの年金加入期間 (老齢年金の受け取りには、原則として300月以上の要給資格期間が必要です。)

国民年金(公)		国民年金(私)		年金加入期間(公+私)	合計給付期間	要給資格期間
第1号被保険者 (未納分額も除く)	第2号被保険者 (未納分額も除く)	国民年金(公)	国民年金(私)	(a)+(b)	(c)	(a)+(b)+(c)
厚生年金保険(公)						
一般厚生年金	公務員厚生年金 (企業年金制度に加入)	国民年金(公)	国民年金(私)	177月	0月	177月
10月	89月	12月	111月			

2. これまでの加入実績に応じた年金額 (年額)

(1) 国民年金	これまでの加入実績に応じた老齢基礎年金額	287,661 円
(2) 厚生年金保険	これまでの加入実績に応じた老齢厚生年金額	16,680 円
一般厚生年金期間		156 円
公務員厚生年金期間(国民年金に加入)		125 円
私学共済厚生年金期間(国民年金に加入)		
(1)+(2)の合計		519,622 円